

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

事務局案（第 10 回研究会案）	現行（第 5 回改定）
<p>第 A 項 日本標準職業分類の位置付けと役割</p> <p>日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、我が国の公的統計の作成に際し、統計調査及び行政記録情報から得られた職業情報を分類・集計するための体系であり、また、職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する観点から、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として設定するものである。</p> <p>この職業分類を使用して職業別に表示を行う公的統計のうち主なものは、次のような観点から整備され、利用されるものと想定される。</p> <p>① 生産活動に投入される労働力に関する統計 財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係の分析に用いられる。</p> <p>② 賃金、就労状況に関する統計 <u>世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等の分析に用いられる。</u></p> <p>③ <u>人材育成に関する統計</u> <u>卒業後の進路状況など人材育成と職業との関係の分析に用いられる。</u></p> <p>④ 労働条件・労働環境に関する統計 <u>労働時間、労働契約の形態、労働災害の派生状況などと職業との関係の分析に用いられる。</u></p> <p>⑤ <u>生活実態に関する統計</u> <u>生活状況や社会活動などと職業との関係の分析に用いられる。</u></p> <p>職業分類は、こうした職業別に表示される統計へのニーズを十分考慮し</p>	<p>[新規]</p> <p>（参考）統計法第 28 条の設定に基づき、職業に関する分類を定める告示（総務省告示第 555 号）</p> <p>1 日本標準職業分類の意義</p> <p>日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、個人が従事している仕事の類似性に着目して職業を区分し、それを体系的に分類したものであって、公的統計を職業別に表示する場合の統計基準である。</p>

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

<p>つつ、公的統計の整備と利用の実務において不可欠な標準的な分類体系を提供することによって、総合的な品質の高い公的統計の整備とその利用の推進を図ることを目的に整備した。</p> <p>このため、個人が為す各種のいわゆる仕事について、その内容に着目した分類の客観的かつ体系的な整備が必要であるが、いわゆる仕事の内容を分析するために、国際分類も参照しつつ、「課業」及びそのまとまりである「職務」による階層的な観点を導入した。そして、市場に向け財又はサービスの生産と供給を行うために労働力を要する経済活動の主体が、対価としての報酬を約束して、労働者たる個人に遂行を要求する職務を対象に、主に課業の類似性によって、公的統計の作成と利用における有用性に留意し、職業の分類体系を3段階の階層で構築した。</p> <p>なお、個人や世帯内部の需要のための行為は、たとえ一般に仕事と表現されうるものであっても、職業分類の対象に含まない。また、受刑者の行う作業や強制された行為など労働の契約に基づくものとみなされない場合や、違法行為及び公序良俗に反する行為も含まない。</p> <p>また、職業分類は、上述のとおり、報酬を伴う職務を対象に構築しているが、それらと同様の職務について、個人が報酬を辞退する場合や、家族経営の場合など報酬の発生が必ずしも明確ではない場合にも活用することができる。個人事業主等については、経済活動の主体としての個人が自身自身に職務の遂行を要求するものとみなして適用される。</p>	
<p>第B項 用語の定義</p> <p>職業分類に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 課業 <u>個々の作業や任務をいう。</u></p> <p>(2) 職務</p>	<p>第1項 用語の意義</p> <p>[新規]</p> <p>[新規]</p> <p>(1) 仕事</p>

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

<p><u>一つの経済単位（主に経済活動を行う法人、個人事業主）のために一人の人が遂行する課業のまとまりをいう（注 1）。</u></p> <p>(3) 職業 主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合をいう。</p> <p>(4) 報酬 <u>職務の遂行への対価として受けるものをいう。賃金、給料、利潤（個人事業主）、その他名目のいかんを問わず、通貨以外のものを含む（注 2）。</u></p> <p>(5) (1) から (4) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法において使用する用語の例による。</p> <p>(注 1) <u>日常会話等において仕事という語は広義に用いられ、改正前の職業分類（平成 21 年 12 月告示）においては、「仕事」の語を「職務」の意味を主としつつ、より広義の意味でも用いていたが、今回の改定</u></p>	<p>職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や作業をいう。</p> <p>(3) 職業 職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。 ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間（例えば、一日平均 2 時間、あるいは通常の就業者の就業時間の 3 分の 1 以上の時間等）当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。 したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。 ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守番等を行い小遣いを得た場合 イ P T A ・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように無給の奉仕活動に従事している場合 また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。</p> <p>(2) 報酬 職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤（個人業主）、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物（自家生産物を除く。）を含む。</p> <p>(4) (1) から (3) までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）において使用する用語の例による。</p> <p>[新規]</p>
---	---

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

<p>では、職業分類についての説明をより明確化するため、より狭義の「課業」等を定義し用いることとし、「仕事」の用語は定義していない。</p> <p>(注2)第A項で述べた職業分類の位置付けや職務等の用語の定義にかんがみ、例えば次のような収入は、報酬に当たらないことに留意する必要がある。</p> <p>ア 自己所有の資産によって生み出された収入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利子、株式配当、<u>不動産収入（物件を自主管理しない場合）等の財産収入</u> ・ 不動産、有価証券等の資産の売買による収入または差益 <p>イ その他、職業分類の位置付け等にかんがみ、職務遂行の対価に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小遣い、仕送り金等 ・ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品 ・ <u>国民年金など根拠法令等に照らし職務遂行の対価ではないもの</u> 	<p>したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。</p> <p>ア 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入（ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。）</p> <p>イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会保障制度に基づく収入又はその他の年金収入</p> <p>ウ 小遣い、仕送り金等の贈与</p> <p>エ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品</p> <p>オ 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入</p> <p>カ 自己所有の株券等の売買差益による収入</p> <p>キ 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金</p> <p>ク 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金</p>
<p>第C項 <u>分類項目の設定方法</u></p> <p>職業分類は、<u>報酬を伴うか又は報酬を目的とする職務を対象に</u>、課業の類似性、従事する人数等により、そのまとまりが社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して分類項目を定める。</p> <p>この考慮すべき課業の類似性の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 課業の遂行に必要とされる知識又は技能 (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 (3) 生産される財又はサービスの種類 	<p>また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその仕事は社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能 (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 (3) 生産される財・サービスの種類

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

	<p>(4) 使用する道具、機械器具又は設備の種類</p> <p>(5) 仕事に従事する場所及び環境</p> <p>(6) 仕事に必要なとされる資格又は免許の種類</p>
<p>第D項 職業分類の分類表の構成及び分類符号</p> <p>(1) 職業分類の構成</p> <p>職業分類は、大分類、中分類及び小分類の3段階の階層で構成している。 大分類の分類項目の名称及び各分類の項目数は下表のとおり。 (分類表：略)</p> <p>(2) 職業分類の分類符号</p> <p>職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとした。</p> <p>ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。</p> <p>イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類Lー分類不能の職業を除く。）。</p> <p>ウ 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。</p> <p>エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。</p>	<p>第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記</p> <p>(1) 分類表の構成</p> <p>職業分類の分類表の構成は、大分類(12)、中分類(74)及び小分類(329)の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設ける小分類の数は九個までとする。 大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。 (分類表：略)</p> <p>(2) 分類符号の表記</p> <p>職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。</p> <p>ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。</p> <p>イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連の通し番号で表記する（ただし、大分類Lー分類不能の職業を除く。）。</p> <p>ウ 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。</p> <p>エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。</p>
<p>第E項 職業分類の適用単位</p> <p>職業分類は、一人の人を単位として、その遂行する職務を通じて適用する。</p>	<p>第2項 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則</p> <p>職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、職業別の統計を表示するために用いられるものである（注1）。 (注1) 分類項目は、人に対して適用するため、従事者など人を表す表現を用</p>

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

	<p>いる。</p> <p>この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の期間や継続性とは独立に設けられる（注 2）。</p> <p>（注 2）産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、この限りではない。</p>
<p>第 F 項 職業分類の適用方法</p> <p>[継続して検討]</p>	<p>第 4 項 職業の決定方法</p> <p>職業の決定方法は、以下の判断基準によるものとする。</p> <p>(1) 仕事が単一の分類項目に該当する場合 個人が単一の分類項目に該当する仕事に従事している場合は、その仕事により職業を決定する。</p> <p>(2) 仕事が複数の分類項目に該当する場合 複数の分類項目に該当する仕事に従事している個人を、一つの分類項目に決定する場合は、次の原則により行う。</p> <p>ア 二つ以上の勤務先で、異なる分類項目に該当する二つ以上の仕事に従事している場合</p> <p>(ア) 報酬の最も多い分類項目による（注 3）。</p> <p>(イ) (ア)により難しい場合は、就業時間の最も長い分類項目による（注 3）。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)により難しい場合は、調査時点の直近に従事した仕事による。</p> <p>イ 一つの勤務先で二つ以上の分類項目に該当する仕事に従事している場合（注 4）</p> <p>(ア) 就業時間の最も長い分類項目による（注 3）。ただし、大学における研究者、医師及び歯科医師については、研究、診療等の仕事を行っている場合でも、教育活動を行っている限り、大学教員として位置付ける。</p>

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

	<p>(注3) 報酬又は就業時間により一つの分類項目に決定する場合は、報酬又は就業時間を仕事の内容に応じて大分類毎に集計し、その合計が最多又は最長となる大分類を選択する。次に、当該大分類の中で同様の基準により中分類及び小分類を決定する。</p> <p>(注4) 経営・管理以外の仕事にも直接従事する事業主、店長、支配人及び管理職員については、経営・管理の仕事も行っている場合は、二つ以上の分類項目に該当する。</p> <p>(イ) (ア)により難しい場合は以下による。</p> <p>a 二つ以上の大分類項目にまたがる場合</p> <p>財・サービスの生産に直接かかわる職業を優先するという観点から、次の大分類項目の順位による（注5）。ただし、大分類符号がEからKまでの大分類は、財・サービスの生産に直接かかわるものであり、これらの大分類間の優先順位はないものとする。</p> <p>E－サービス職業従事者 F－保安職業従事者 G－農林漁業従事者 H－生産工程従事者 J－建設・採掘従事者 K－運搬・清掃・包装等従事者 I－輸送・機械運転従事者 B－専門的・技術的職業従事者 D－販売従事者 A－管理的職業従事者 C－事務従事者</p>
--	--

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

	<p>(注5) 大分類符号がIからCまでの大分類の職業は、大分類符号がEからKまでの大分類の職業が行う財・サービスの生産活動を管理・支援し、又は生産された財を流通させる仕事と考える。</p> <p>b 一つの大分類内又は中分類内の複数の分類項目に該当する場合</p> <p>(a) 該当する複数の分類項目が、生産工程における組立て及び検査又は飲食物の提供における調理及び給仕のように、一つの財・サービスを生産する過程における異なる段階である場合は、主要な段階又は最終の段階に該当する分類項目による。</p> <p>(b) (a)により難しい場合は、該当する複数の分類項目の中で、十分な業務遂行のために必要となる経験年数、研修期間等が最も長い分類項目による。</p> <p>(3) 資格及び見習い等の取扱い</p> <p>ア 公的資格又はこれに準じた資格を要件とする仕事については、原則として、当該資格の名称をもって分類項目としていることから、有資格者のみを当該分類項目に該当するものとする。ただし、会計士補は小分類181 公認会計士に分類する。こうした仕事に関する無資格の見習い、助手、補助者等は、有資格の本務者と同じ内容の仕事はできず、異なる仕事を行っているものとみなし、有資格の本務者とは別の仕事の内容に即した分類項目に決定する。</p> <p>イ 公的資格又はこれに準じた資格を要件としない仕事であって無資格の見習い、助手、補助者等が行う仕事については、その内容が本務者のものと類似している場合には本務者と同一の分類項目に決定し、その内容が本務者のものと異なる場合には、その内容に即した分類項目に決定する。</p>
--	--

一般原則（仮）の見直し事務局案（新旧表）

事務局案に対応する形で現行の記載順を変更。
前回からの主な変更箇所を下線を付した。

	<p>(4) その他の特殊な取扱い</p> <p>ア それぞれの職業の一般従事者と同じ仕事に従事する傍ら管理的な性質の仕事にも従事している職場のリーダー、スーパーバイザー、責任者等の仕事は、当該一般従事者の仕事に応じて決定する。ただし、第4項(2)イの基準に照らして大分類A－管理的職業従事者又は大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものは、それぞれの大分類における分類項目に決定する。</p> <p>イ 保安職業従事者の特例 自衛官、警察官、海上保安官又は消防員として任用されている者は、仕事の内容のいかんにかかわらず、それぞれ分類項目の自衛官、警察官、海上保安官又は消防員に該当するものとする。</p> <p>ウ 専門的・技術的職業従事者の特例 研究所長、病院長、診療所長、歯科診療所長、歯科医院長、裁判所長、検事総長、検事長、検事正、公正取引委員会審査長、海難審判所審判長、特許庁審判長及び校長は、仕事の内容のいかんにかかわらず、大分類B－専門的・技術的職業従事者に該当するものとする。</p>
--	---